騒音規制法に規定する特定施設

特定施設の種類		規模
1. 金属加工機械	亻 圧延機械	原動機の定格出力の合計が
		22.5 キロワット以上であること。
	p 製管機械	
	n ベンディングマシーン	ロール式のものであって、原
		動機の定格出力が 3.75 キロワット
		以上のものに限る。
	こ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン
		以上のものに限る。
	^ せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワ
		ット以上のものに限る。
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤーフォーミングマ	
	シン	
	リ ブラスト	タンブラスト以外のもので
		あって、密閉式のものを除
		< ∘
	ヌ タンブラー	
	ル 切断機	と石を用いるものに限る。
2. 空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5 キロワッ
		ト以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5 キロワッ
		ト以上のものに限る。
4. 織機		原動機を用いるものに限る。
5. 建設用資材製造機	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラン
		トを除き、混錬機の混錬容量
		が 0.4 立法メートル以上のものに
		限る。
	ロ アスファルトプラント	混錬機の混錬重量が 200 キロ
		グラム以上のものに限る。
6. 穀物用製粉機		ロール式のものであって、原
		動機の定格出力が 7.5 キロワット
		以上のものに限る。

特定施設の種類		規模
	イ ドラムバーカー	
7. 木材加工機械	ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワ
		ット以上のものに限る。
	ハ 砕木機	
	ニ 帯のこ盤	製材用のものにあっては原
		動機の定格出力が 15 キロワット
		以上のもの、木工用のものに
		あっては原動機の定格出力
		が 2.25 キロワット以上のものに限
		る。
	ま 丸のこ盤	製材用のものにあっては原
		動機の定格出力が 15 キロワット
		以上のもの、木工用のものに
		あっては原動機の定格出力
		が 2.25 キロワット以上のものに限
		る。
	^ かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワ
		ット以上のものに限る。
8. 抄紙機		
9. 印刷機械		原動機を用いるものに限る。
10. 合成樹脂射出成形機		
11. 鋳型造型機		ジョルト式のものに限る。